

平成24年8月10日  
事務連絡

都道府県  
各指定都市 障害児支援関係主管課 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

### 障害児施設における「新体系定着支援事業」の実施に係る留意点について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成24年度障害者自立支援対策臨時特例交付金のうち特別対策事業の新体系定着支援事業については、平成24年3月30日事務連絡の別添事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき、適正な事業実施にご配慮いただいていることと存じますが、同要領に定める経営の改善に関する計画（以下「経営改善計画」という。）に関し、支援・助言等を行う際の留意点を下記のとおり取りまとめましたので、併せて参考にしていただき、一層の適正実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、障害児施設の場合は、本事業の対象となる施設割合が相対的に高いことが見込まれますが、今般の児童福祉法の一部改正を踏まえ、障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点について別紙参考として添付しましたので、併せてご確認くださいませようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、管内市町村、関係機関等に対し、周知いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 経営改善計画策定に当たっての配慮

事務処理要領においては、新体系定着支援事業の助成を希望する施設・事業所を設置する法人は、施設・事業所の指定や児童福祉施設の認可の権限を持つ都道府県に経営改善計画を提出し、都道府県は、施設・事業所の所在市町村と連携をとりつつ、経営改善に関し、必要に応じて支援・助言等を行うこととされている。

本事業は新制度導入に伴う激変緩和を目的としており、平成24年度限りの事業であることから、施設・事業所が、できる限り早期にこうした事業に依存することなく運営が可能となるよう、都道府県等において、次の点についてご配慮いただくなど、必要な支援・助言等を計画的かつ効果的に行っていただきたい。

- ① 施設・事業所に対して、経営改善計画の参考資料として、直近数年間（例えば、

平成18年度以降)の利用者数の変化、地域分布等の地域の基礎データについて適宜情報提供を行うこと。

- ② 施設・事業所と、経営改善に向けたヒアリングや意見交換等を定期的に行うとともに、適宜必要なときに助言等が行えるよう相談体制を整備すること。
- ③ コンサルタント等による経営改善に関する説明会・研修会の開催、コンサルタント等の派遣等による支援を必要に応じて行うこと。

## 2. 経営改善計画の内容審査及び四半期ごとの報告

都道府県において、経営改善計画の審査及び四半期ごとの報告の受理に当たっては、次の点に特に留意の上、必要な支援・助言等を行うこと。

- ① 地域におけるサービス利用状況を踏まえ、サービス利用見込が適正に見積もられているか。また、サービス利用見込に対して適切な事業量を算出し事業計画が策定されているか。とりわけ、定員設定が適切なものとなっているか。
- ② 改善点が明確になっているか。また、改善に向けた具体的方策及び工程表は、当該施設の課題を踏まえた適切なものとなっているか。
- ③ 障害児施設にあっては、別紙の地域支援機能の充実の観点から検討が行われているか。

(別紙)

## 障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点

今般の改正児童福祉法の施行により、身近な地域で専門的な支援が受けられるようにするため、障害児施設について、これまでの各障害別の施設体系を見直し、入所と通所の別により、障害児入所支援、障害児通所支援として、施設体系を大きく一元化したところである。また、就学児を対象とした放課後等デイサービスや、保育所等訪問支援などの新しいサービスの創設により、障害児施設における地域支援機能の充実が期待されている。

### ① 一元化への対応について

改正児童福祉法が施行され、全ての施設において、特定の障害に限定しない対応が可能となるよう求められており、個々の障害の状況を評価して報酬が支払われることとなった。このため、障害児の利用ニーズを見込む場合には、こうした背景を踏まえ、従前から当該施設が対象としていた障害以外の障害児等の利用見込や受入体制の整備が経営改善計画で考慮されている必要があること。

### ② 改正児童福祉法の新サービスの活用について

#### ア. 就学児を対象としたサービスの実施について

放課後等デイサービスの創設により、障害児入所支援、障害児通所支援においても放課後等デイサービスの指定を受けて、学校、特別支援学校の就学児等に対する放課後や、土日、夏期休暇等の休日における通所サービスの提供が可能となり、利用実績に応じて報酬が支払われることとなった。

夏期休暇等の長期休暇期間中の障害児の居場所づくりについては、多くの市町村で課題となっているものと思料されることから、経営改善計画において、こうしたサービスの実施について検討されている必要があること。

#### イ. 並行通園の児童に対する保育所等訪問支援の実施について

保育所等訪問支援の創設により、障害児通所支援と保育所や幼稚園などに並行通園をしている場合に、保育所等に通所する時間帯においても、障害児支援利用計画に基づき、必要に応じて保育所等を訪問して支援が可能となり、訪問回数に応じて報酬が支払われることとなった。

こうした並行通園の児童に対しては、これまでは、保育所等から個別に相談を受けて独自に相談援助等を行ってきた施設もあると聞いていることから、経営改善計画において、こうした対象児童に対する保育所等訪問支援の実施について検討されている必要があること。

③ 地域生活支援事業の障害児支援体制整備事業の実施について

平成24年度予算において、地域生活支援事業のメニュー事業として、地域における支援機能の充実を図るため、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職を配置するとともに、障害児通所支援を利用していない障害児及びその家族が気軽に利用できる場を確保し、親同士の交流等を図ることを目的とした「障害児支援体制整備事業」を追加したところである。

都道府県等においては、児童発達支援センターによる地域支援のひとつの方法として、関係市町村に対し、本事業の周知を図るとともに、市町村が本事業に取り組むに当たって、関係市町村間の調整等が必要な場合に支援を行うなどの配慮を願いたいこと。